		四国沖南部 SOUTHERN SEA OFF SHIKOKU	四国沖M線及び南灘戸内海の海域のうち、

別表第五九州西方海上の項及び九州南方海上及び日向灘の項中「鹿児島県長島鳴瀬鼻」を「鳴瀬鼻（鹿児島県長島）」に改める。

○気象庁告示第九号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条の第一項の規定に基づき、平成十七年気象庁告示第八号の一部を次のように改正したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年九月二十六日　　気象庁長官　羽鳥　光彦

第一号の表函館海洋気象台の項、舞鶴海洋気象台の項、神戸海洋気象台の項及び長崎海洋気象台の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１３２号
茨城県土浦市都和３丁目８番２―104号　市営都和住宅
債務者　藤田　茂雄
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第９６号
北海道小樽市松ケ枝１丁目29番13号三浦アパート
債務者　小笠原政巳
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１２号
北海道苫小牧市有珠の沢町５丁目18番３号
債務者　松下はるか
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４９４号
仙台市宮城野区出花２丁目11番地の９
債務者　齊藤　　雅
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５１６号
仙台市青葉区荒巻字三居沢１番地の11
債務者　阿部　英基
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２９３号
茨城県水戸市元吉田町1848番地の13
債務者　鈴木　恭子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３００号
茨城県水戸市内原町849番地の１　フローラルハウス103号
債務者　赤上　正一
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３０７号
茨城県東茨城郡大洗町五反田506番地　カーサイズミ101
債務者　森下　　博
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３１２号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2866番地　市営弥生アパートＢ４―68
債務者　大内　光子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３１５号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅東２丁目15番23号　ル・グランヴェールＢ103、旧住所茨城県高萩市高浜町３丁目102番地　高浜住宅10―506号
債務者　五十嵐十四生
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３２８号
茨城県水戸市成沢町980番地の２
債務者　足立　祐一
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１９７号
茨城県土浦市神立町3533番地　アネモス202
債務者　惣野代ひろみ
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８３号
茨城県猿島郡境町大字西泉田281番地３
債務者　菊地しづい
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１８４号
茨城県猿島郡境町大字西泉田281番地３
債務者　菊地　秀之
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部